

鶴ヶ島市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 総合政策部 情報推進課
- (2) 市民生活部 産業振興課（消費生活センター含む）
- (3) 健康福祉部 介護保険課

4 監査の着眼点

令和2年度（4月から11月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和3年2月16日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総合政策部 情報推進課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 行政情報化推進経費

各種システムの調達、ネットワーク関係の環境整備など、全庁的なIT推進に関する総合調整の体制を整備するための経費。

高度化するICT分野に関して、外部の人材活用等によって専門性を確保し、各部門におけるICT活用を進めている。

今後も国の動向に留意し、情報化に向けた庁内の総合調整を図る。

(イ) 感染症に強い行政運営推進経費

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行政運営上のICT環境について、市民、関係団体、事業者等の来庁時の感染リスクを軽減するための環境整備を行う経費。

令和2年度末までに、Web会議等のためのタブレット端末の導入、地図データの作成、サーバー室入退室管理装置の非接触型への更新を行う。

今後も引き続き環境整備を行い、感染リスクの抑制に努める。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

該当事務なし

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 市民生活部 産業振興課 (消費生活センター含む)

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) ふるさと振興発信経費

ふるさと納税制度を積極的に活用することにより、シティプロモーションを推進し、市の知名度の向上と産業の活性化を図る経費。

寄附の受け入れ、パートナー企業への発注・支払、新たなパートナー企業の発掘、ポータルサイトの活用やパートナー企業と連携したPR活動等を行っている。

新型コロナウイルス感染拡大による不要不急の外出自粛が求められた時期に寄附額が増加し、対前年度比約124%の伸びとなっている。今後も寄附受入額の増加に努める。

(イ) 農業交流センター維持管理経費

農業交流センターの効率的、効果的な運営を図るとともに、市民サービスの向上を図る経費。今年度より民間のノウハウを活用し、管理運営を指定管理者に委託している。

令和2年11月末現在、210区画の市民農園を貸し出している。

年末年始を除く毎日、指定管理者職員を配置することにより窓口受付、相談業務の充実を図っている。

今後も引き続き、指定管理者と定例会議を開き、情報共有するとともに、市民サービス向上に向けて取り組む。また、厳格なモニタリングを実施し、改善点等を確認して次年度の指定管理業務の委託内容に活かしていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(3) 健康福祉部 介護保険課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 要介護認定等調査実施事業

要介護度を決定するための資料として、認定調査を実施するとともに、医師に主治医意見書の作成を依頼する経費。

令和2年11月末現在の認定調査件数は1,095件、主治医意見書作成依頼件数は1,057件である。

今後も、要介護等認定申請に基づき、認定調査等を迅速かつ適切に実施していく。

(イ) 介護給付費

介護保険サービスに要する費用であり、利用者負担額(1~3割)を控除した金額を給付している。要介護認定者を対象とした居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等の介護給付と、要支援認定者を対象とした介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画費、地域密着型介護予防サービス給付費等の介護予防給付に分かれている。

介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、被保険者が必要とする介護保険サービスを適切に提供している。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。